



国民年金だより

問 役場町民課 町民窓口係 ☎42-2633

年金生活者支援給付金について

公的年金などの収入や所得額が、一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される制度です。

受給するためには、請求書の提出が必要な方もいますので、下記をご確認ください。

ご不明な点などがありましたら、役場町民課へお問い合わせください。

要件を全て満たしている方は、年金生活者支援給付金を受給することができます。

■対象となる方

種類	受給要件
1 老齢基礎年金を受給している方	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上である ・世帯全員が町民税非課税である ・前年の年金収入額とその他所得額の合計額が約88万円以下である
2 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の所得額が約472万円以下である

2・3に該当する方は、手続きをしなければ支給されませんので注意してください。

■請求手続きなど

種類	受給要件	支払い月など
1 今まで、年金生活者支援給付金を受給している方で、前年の所得額が要件にある額以下の方(全ての年金が対象)	手続きは必要ありません。引き続き支給されます。	12月中旬に、受給している年金と同時に支給されます。
2 すでに年金を受給している方で、昨年、年金生活者支援給付金が支払われなかったが、年金機構からお知らせが届いた方	まだ手続きをしていない方は、同封のハガキに必要事項をご記入し、切手を貼って指定された期日までに送付してください。	申請月によって異なります。
3 新規に年金を請求する方	年金の請求時に「年金生活者支援給付金請求書」を年金事務所または役場・各支所へ提出してください。	2カ月分を翌々月に、年金とは別に支給されます。(年金と同じ受取口座)
4 対象外の方	対象外の方には通知などはありません。 ※転居や世帯分離など世帯の状況が変わった場合は、対象外の方が受給できる場合がありますので、役場町民課へお問い合わせください。	